

5 健康相談

健康相談については、これまで学校医や学校歯科医が行うものとされてきたが、学校保健安全法により、学校医や学校歯科医のみならず、養護教諭、学級担任等が行う健康相談についても法に明確に規定され、健康相談がより幅の広い概念になった。

近年、児童生徒の心身の健康問題が多様化し、医療等の支援を必要としている児童生徒が増えていくことから、学校医による健康相談を計画的に実施することが必要である。学校医による健康相談で専門的な知見を得て、問題の解決や支援に組織的に対応することが求められている。

(1) 法的位置付け

＜学校保健安全法＞

(健康相談)

第8条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第9条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の健康状態を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関との連携)

第10条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るように努めるものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

(2) 色覚検査について

色覚の検査は、定期健康診断の項目に含まれていないが、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま進学、就職等で不利益を受けることがないように、学校医による健康相談等において、必要に応じ個別に検査を行う。

なお、学校での色覚の検査の実施には、児童生徒等や保護者の事前の同意が求められる。その際、保護者に対して、色覚の検査の意義について説明した上で、学校医と相談し、希望者を対象とした色覚の検査を行う。

【 学校における色覚検査について 】

児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、学校では次のことに留意し、色覚に関する健康相談（色覚検査）を実施する。

①教職員が色覚異常に関する正確な知識をもつ。

②必要に応じて、適切な対応ができる体制を整える。

③より積極的に保護者等への周知を図る。

④学校医に色覚に関する健康相談（色覚検査）の実施方法について相談し、実施体制を整える。

⑤色覚に関する健康相談（色覚検査）の実施について、保護者等へ周知する。

- ・周知は全学年に行う。
- ・希望者には事前に色覚検査の同意を得る。
- ・対象となる学年全員に希望の有無を確認することは可能。ただし、他学年に対する健康相談（色覚検査）の周知も必ず行うこと。
- ・色覚検査の同意書を配布・回収する際は、プライバシーの保護に留意する。

⑥色覚に関する健康相談（色覚検査）の実施

- ・学校医と相談の上、実施する。
- ・養護教諭がスクリーニングとして色覚検査を実施する場合は、学校医の指導のもとに行う。

<実施上の留意点>

児童生徒等のプライバシーを守るため、個別検査が実施できる会場を設営し、検査者や児童生徒等の姿や声が他の児童生徒等に見えたり聞こえたりしないように配慮する。

⑦結果を通知する。

- ・専門医受診が必要な児童生徒については、受診結果を確認する。
- ・健康診断票への記載、進学先への情報提供は必ず保護者の同意を得て行う。

事 務 連 絡
平成26年6月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
各国公私立高等専門学校事務局

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校における色覚検査について

学校における色覚検査については、平成26年4月30日付け26文科ス第96号にて、従来からの留意事項に加え、特に、今後、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があること等についてお願いしたところです。

各学校での取組にあたっては、公益財団法人日本学校保健会のホームページに参考となる資料等が掲載されておりますので、下記URLから御参照いただき、引き続き学校における色覚検査等が適切に実施されるよう御協力のほどよろしくお願いします。

なお、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校等及び域内の市区町村教育委員会等に対して、また、都道府県私立学校主管課及び指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

公益財団法人日本学校保健会ホームページ

○学校での色覚検査について

http://www.gakkohoken.jp/0temp/090204_01.pdf

○色覚検査申込書の例

http://www.gakkohoken.jp/0temp/090204_02.doc

○色のバリアフリーを理解するためのQ&A

http://www.gakkohoken.jp/modules/pico/index.php?content_id=7

○みんなが見やすい色環境

<http://www.gakkohoken.jp/modules/books/index.php?fct=photo&p=59>

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 保健指導係
電話 03-5253-4111 (内線2918)

【色覚検査申込書の例】

平成 年 月 日

保護者 各位

〇〇〇〇学校長 △△△△

色覚検査について

先天色覚異常は男子の約 5% (20 人に 1 人)、女子の約 0.2% (500 人に 1 人) の割合にみられます。色がまったく分からないというわけではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はありません。しかし、状況によっては色を見誤って周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活では配慮が望まれます。

本人には自覚のない場合が多く、子どもが検査を受けるまで、保護者もそのことに気づいていない場合が少なくありません。治療方法はありませんが、授業を受けるにあたり、また職業・進路選択にあたり、自分自身の色の見え方を知っておくためにもこの検査は大切です。

本校では学校医と相談した結果、色覚異常の児童生徒に配慮した指導ができるよう、希望者を対象にした色覚検査を行うことにしました。保護者の同意を得た上で、プライバシーを守るため、個別の検査ができる会場にて検査を実施し、検査結果は保護者にお知らせします。

以上を御理解いただき、下記に御記入の上、 月 日までに担任に御提出ください。

色覚検査について

平成 年 月 日

学校長 様

色覚検査を 希望します

希望しません (いずれかに○をおつけください)

年 組

児童・生徒名 _____

保護者名 _____ 印